

農業委員会だより 第71号

発行 印西市農業委員会

編集 農業委員会だより編集委員会

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2 電話 0476-33-4707



印西市では、昨年に引き続き、農業資材をはじめとする物価高騰等の影響により、農業経営の安定に支障が生じている農業者の方々に対し、将来に向けた農業経営の継続を総合的に支援することを目的に営農継続特別給付金の支給を行います。

支給要件 給付金の支給対象者は、下記①～⑤の要件をすべて満たす方となります。

- ① 令和6年3月31日時点で農業を営んでおり、今後も引き続き市内において農業経営を継続する意思がある者。
- ② 令和6年3月31日時点で市の住民基本台帳に記載されている個人事業主又は市内に主たる本店又は事業所を有する法人。
- ③ 自ら農産物を生産し、税務申告において、令和5年分の農産物の販売金額を20万円以上申告している者。

※雑収入（各種補助金・交付金等、作業受委託手数料、仕入販売金額等）を除く。

飼料用米の取組者の方は、販売金額に補助金・交付金を含まないようにご注意ください。

- ④ 市税を滞納していないこと。（同一世帯人を含む。）
- ⑤ 暴力団員等ではない者。

例えば 販売金額 1,234,567 円の場合
 $1,234,567 \times 0.05 = 61,728$
→給付額 61,000 円

給付額

個人事業主：令和5年分の税務申告書類等における
農業収入金額のうち販売金額
法人：申請日の属する事業年度の直近の税務申告書
類における農業収入金額のうち販売金額
※いずれも補助金・交付金や仕入販売額等を除く

給付額
 $\times \frac{100}{100} \times 5\% =$ 千円未満切捨て
※上限30万

申請期間

令和6年6月17日（月）～10月31日（木）〈郵送の場合は当日消印有効〉

申請方法 給付金を受給するためには、下記①～③のいずれかで申請してください。

- ① 窓口申請 申請書等を印西市役所の申請窓口へ持参により提出する申請
 - ② 郵送申請 申請書等を印西市役所の申請窓口へ郵送により提出する申請
 - ③ オンライン申請 ちば電子申請サービスを利用して行う電子申請
- 申請書類等、詳細は市ホームページ参照か下記へ。

市ホームページはこちら！

オンライン申請はこちら！

印西市 環境経済部 農政課
営農継続特別給付金申請窓口
TEL：0476-33-4634

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時00分



就任のご挨拶



印西市農業委員会
印旛郡市農業委員会連合会
会長 篠田 道雄

令和6年4月1日、印西市農業委員会初総会において農業委員皆様のご推挙を賜り、引き続き印西市農業委員会会長を務めさせていただきこととなりました。また、令和6年5月15日、印旛郡市農業委員会連合会通常総会において印旛郡市の農業委員会会長皆様のご推挙を賜り、印旛郡市連合会会長におきましても、引き続き務めさせていただきこととなりました。市会長職としては5期目、郡連会長職としては3期目となり、誠に光栄であると同時に、責任の重大さを一層痛感しております。

さて、農地の集約に重点を置いた「地域計画」の策定など担い手の効率化を図る一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足により、兼業で出来る範囲の営農をされている方など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような状況の中、私たちとしましては、皆様の現場に目を向け、実情に合った多様な将来の農地の在り方を委員26名、一丸となつてご支援させていただき所存でございます。農地についてのお悩みやお困りごとがございましたら、お気軽に地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談していただけたらと思います。

結びになりますが、皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念して、就任のご挨拶と致します。

新しい委員を紹介いたします



河村 錦一
安食ト杭
第6地区



宮内 弘行
吉田
第4地区



湯浅 静夫
草深
第2地区

(担当区域順)
氏名
住所
担当区域

農地利用最適化推進委員



8 山崎 幸雄
白幡
第2小委員会委員長



4 五十嵐義弘
山田
委員

(議席順)
氏名
住所
職名

農業委員



塩澤 幸雄
物木
第6地区



笠井 重幸
平賀
第5地区



宮嶋 茂
大森
第3地区



石橋 孝雄
別所
第1地区



9 森田 文雄
酒直ト杭
第1小委員会委員長



5 米井 絹恵
武西
第1小委員会副委員長



1 大久保 優
草深
第2小委員会副委員長



押田 正光
笠神
第7地区



柴海 祐也
松虫
第5地区



渡邊 勝久
浦部
第3地区



小川 幹雄
小林
第1地区



10 伊藤 英
別所
会長職務代理者



6 武藤 悟
師戸
委員



2 石井 光一
中根
委員



富岡 義一
下井
第7地区



中村 夏子
若萩
第5地区



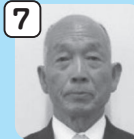
芝倉 和夫
師戸
第4地区



齋藤 信一
戸神
第2地区



11 篠田 道雄
鹿黒
会長



7 岩井 猛和
笠神
委員



3 小川 憲通
木下
委員

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

農地利用最適化推進委員 担当区域表

区域区分	担 当 す る 区 域
第1区域	木下、木下南一丁目、木下南二丁目、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目、竹袋、別所、宗甫、平岡、小林
第2区域	草深、結縁寺、泉、武西、戸神、船尾、多々羅田、松崎、松崎台一丁目
第3区域	大森、鹿黒、和泉、小倉、亀成、発作、浅間前、浦部、浦部村新田、白幡、白幡飛地、浦幡新田、高西新田
第4区域	吉田、吉田干拓、岩戸、岩戸干拓、師戸、師戸干拓、鎌苅、鎌苅干拓、大廻、惣深新田飛地、造谷
第5区域	松虫、瀬戸、瀬戸干拓、山田、山田干拓一区、山田干拓二区、山平一区、山平二区、平賀、平賀干拓、吉高、吉高干拓、萩原、萩原干拓
第6区域	滝、中根、竜腹寺、荒野、角田、惣深新田飛地、物木
第7区域	笠神、本埜小林、将監、松木、中田切、長門屋、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、立埜原、安食ト杭、酒直ト杭、下井

印西市賃借料情報

令和5年度に締結された賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

1 水田

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印 西	¥13,400	¥25,000	¥3,300	45
印 旛	¥14,700	¥18,800	¥8,000	5
本 埜	¥13,300	¥18,800	¥5,000	16

2 畑

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印 西	¥18,100	¥42,400	¥4,000	8
印 旛	¥8,600	¥18,400	¥3,700	5
本 埜	¥7,800	¥10,000	¥5,000	4

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※水田の賃借料を物納としている場合は、60kg当たり12,500円に換算しています。

※本埜地区の畑は、実績が少ないため過去3年度分の数値を記載しています。

令和6年度 農作業標準料金表

(千葉県農業会議設定)

作業種目	契約の別	標準賃(円)	備 考
水田作業	1日	10,400	実労働時間8時間
畑作業	1日	9,500	実労働時間8時間
果樹収穫作業	1日	8,800	実労働時間8時間
耕起	トラクター	10アール	6,900
	耕運機	10アール	7,260
代かき	トラクター	10アール	7,200
	耕運機	10アール	7,430
畔塗り	トラクター	1メートル	41
植付け	田植え機	10アール	8,700
	歩行用田植え機	10アール	6,480
刈取脱穀	コンバイン	10アール	19,400
刈取	バインダー	10アール	9,160
脱穀	ハーベスター	10アール	6,710
乾燥調整	60kg	3,300	粗摺料金分は667円
育苗	1箱	810	稚苗(硬化苗)の額

※この標準料金は、農作業が円滑に行えるよう目安として設定されています。

※お互いが話し合って納得の上行ってください。

※標準賃金の根拠は、千葉県農業会議「令和6年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金」による。

⚠ 農地の貸し借りが、大きく変わります ⚠

農地の貸し借りを規定している農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に改正され、当該法律に基づく農地の貸し借り(利用権設定)が令和7年4月以降、出来なくなります。(令和7年3月末までは経過措置中につき、従前と同じ扱いです。)

具体的には、令和7年2月25日までに提出された分(令和7年4月1日設定開始)につきましては、従来通りの利用権設定が可能です。それ以降の貸し借りにつきましては、農地中間管理事業(農地バンク)か農地法第3条(賃貸借権の設定)のどちらかでの手続きとなります。現在、利用権設定中で令和7年4月以降に終期を迎える方につきましては、期間満了日までが有効となります。

現在、貸し借りをされている方、これから貸し借りをされる方につきましては、相対でよくご相談された上で今後のお手続きをお願いいたします。

令和7年3月までの農地の貸借

1. 利用権設定等促進事業
2. 農地中間管理業務(農地バンク事業)
3. 農地法3条に基づく許可申請

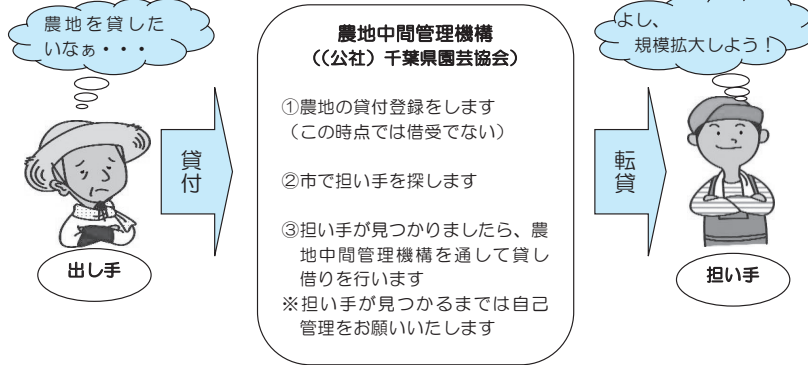


令和7年4月以降の農地の貸借

1. ~~利用権設定等促進事業~~ **廃止**
2. 農地中間管理業務(農地バンク事業)
3. 農地法3条に基づく許可申請

(農地を貸したい方・借りたい方へ) 農地中間管理機構を活用しましょう!

【農地中間管理事業の仕組み】



(問合せ先)

■印西市農政課振興係 (電話 0476-33-4488)

■公益社団法人千葉県園芸協会農地部 (電話043-223-3011)

農地を貸したい方や農地を借りたい方は、市の農政課へご相談ください。
農地を貸したい方と地域の担い手をつなぎます。また、貸したい相手が決まっている場合も御相談ください。
農地中間管理機構による貸借制度の詳しい内容については、左記の問合せ先までご連絡ください。
※利用が著しく困難ではない農地等(再生困難な遊休農地でない等)であることが要件です。
※借りる相手が見つかるまでは、自己管理となります。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を

◀ 農業者年金の主な特徴 ▶

- 農業に従事されている方は誰でも加入できます。
60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事していること。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
- 月額2万円から6万7千円の間で千円単位で設定できます。
- 税制面で大きな優遇措置があります。
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- 積立方式(確定拠出型)の年金です。
- 終身年金で、死亡一時金(80歳前に亡くなられた場合)があります。



◀ 農業者年金の内容やご相談については ▶

農業委員会事務局 (電話 33-4707)

J A 西印旛 (電話 48-2210) または

農業者年金基金 (電話 03-3502-3199) にお問い合わせください。

編集後記

コロナから解放されつつ、活動の幅が広がっています。新規就農を目指す若者も意外と多く、農業にも未来が見えます。

日々の戦いは、カラス、猪、竹、カメムシ、ヨトウムシから資材の高騰等々...しかし、成長する作物や収穫の楽しさは活力の源!まさに自然の恵みです。日常のお困り事、SOSからハテナまで、身近な農業委員・推進委員まで気軽に声を掛けください。皆様からの声をお待ちしています。

〈委員長 米井 絹恵〉

編集委員長

米井 絹恵

五十嵐義弘、伊藤 正光

渡邊 勝久、中村 夏子

農業者委員会への 申請締め切り

▼毎月25日

▼閉庁日の場合は、前日の開庁日

▼事前審査会 毎月月上旬

▼総会 毎月月中旬

全国農業新聞を 購読しましょう!

農家のための情報誌です。

●毎週金曜日に発行(週刊)

●購読料 月額700円

(送料・税込)

●お申込みは、農業委員会事務局へ

(電話 33-4707)